総務委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、総務委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、各委員会との連携調整を図り、当本部の総務を所管することにより、地方本部の組織及び運営に関する規則第１条の事業を円滑に運営することを目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)　当本部総会、当本部理事会その他の会議の開催に関する事項
(2)　会員の入会、登録事項の変更、退会その他の会員管理に関する事項
(3)　当本部と支部との連絡調整及び支部の指導に関する事項
(4)　官公庁、他団体その他外部との連絡調整に関する事項
(5)　文書の作成、管理、保存及び開示に関する事項
(6)　定款その他の諸規程の解釈及び運用に関する事項
(7)　職員の指導監督及び福利厚生に関する事項
(8)　会員の利便及び相互親睦に関する事項
(9)　国際交流に関する事項
(10)　全日千葉会館および建物付属物、什器備品の維持管理に関する事項
(11)　空き家対策、社会的弱者支援、地域貢献その他の社会貢献活動に関する事項
(12)　その他いずれの委員会の所管にも属さない事項

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

⑴　委員長　１名

⑵　副委員長　２名以内

⑶　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、当本部理事会の決議による。

附　則

平成２７年３月５日制定

令和１年９月５日一部改正

組織委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、組織委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、地方本部の組織及び運営に関する規則第１条の事業を円滑に運営するため、当本部の組織及び広報の充実強化を図ることを目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)　当本部及び支部組織の充実強化また、これを目的とする内部組織の相互連携に関する事項
(2)　広報誌「全日ちば」その他の不動産に関する出版物の編集及び発行、また広告の掲出に関する事項
(3)　組織の近代化を目的とする調査研究と、その公表に関する事項
(4)　不動産関係団体との当本部の組織の充実強化に関する交流及び連携に関する事項
(5)　宅地建物取引業開業講習（開業セミナー）に関する事項
(6)　全国不動産会議に関する事項
(7)　その他当本部の組織及び広報に関する事項

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

(1)　委員長　１名
(2)　副委員長　２名以内
(3)　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、当本部理事会の決議による。

附　則

平成２７年３月５日制定
平成２７年４月１日施行
令和１年９月５日一部改正

財務委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、財務委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、地方本部の組織及び運営に関する規則第１条の事業を円滑に運営するため、予算の編成、決算の整理その他の会計及び計理に関する事項を所管することにより、当本部の財政基盤を確立して健全な運営を確保することを目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

⑴　収支予算の編成及び運用に関する事項
⑵　収支決算の整理及び報告に関する事項
⑶　会費の徴収及び督促に関する事項
⑷　全日千葉会館の賃貸その他収益事業に関する事項
⑸　支部その他当本部の内部組織の経理の指導に関する事項
⑹　その他会計及び経理に関し必要な事項

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

⑴　委員長　１名
⑵　副委員長　２名以内
⑶　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、当本部理事会の決議による。

附　則

平成２７年３月５日制定
平成２７年４月１日施行
令和１年９月５日一部改正

教育研修委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、教育研修委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、地方本部の組織及び運営に関する規則第１条の事業を円滑に運営するため、宅地建物取引業者、消費者等に対する不動産に関する研修、講習等及び宅地建物取引業法第 64 条の３第１項第２号に規定する研修（以下「法定研修」という。）に係る業務を所管することにより、定款第３条の目的達成に寄与することを目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)　専門研修（宅地建物取引業その他の不動産業に従事するに当たり必要な専門的知識の習得又は向上に資することを目的とする研修をいう）に関する事項（他の委員会が所管するものを除く）

(2)　消費者研修（宅地建物取引その他の不動産取引に関して必要な基本的知識を普及啓発することを目的とする研修をいう）に関する事項（他の委員会が所管するものを除く）

(3)　法定研修の基本方針及び年間研修計画の策定に関する事項

(4)　支部が実施する研修の指導及び連絡に関する事項

(5)　その他当本部の実施する研修に関し必要な事項

(6)　前各号に付帯する事項

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

(1)　委員長　１名

(2)　副委員長　２名以内

(3)　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（運営）

第５条　法定研修業務に関する運営は、本条に定めるもののほか、「研修会実施要綱」に基づいて行うものとする。

２　所定の法定研修を履修した者に対しては、当本部より修了証を交付する。

３　本委員会は、法定研修会に出席不良の会員に対し、その出席を勧告し、又は当該勧告に従わない会員につき、綱紀委員会に対し、綱紀処分を求めることができる。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

平成２７年３月５日制定

平成２７年４月１日施行

令和元年９月５日一部改正

綱紀委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、綱紀委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、当本部の規律を厳正に保持することにより、会員及び役員の品位の維持及び向上を図り、もって当本部の社会的信頼の維持及び高揚に寄与することを目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)　会員の除名及び綱紀処分に関する事項
(2)　当本部役員の解任に関する事項
(3)　その他当本部の規律の保持に関する事項

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

(1)　委員長　１名
(2)　副委員長　２名以内
(3)　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（委員の除斥）

第５条　委員が次の各号のいずれかに該当するときは、本委員会の決議を経て、当該委員を当該職務から除斥しなければならない。

(1)　委員が審査の対象となったとき。
(2)　委員が審査の対象となった者と特別な利害関係にあるとき。
(3)　その他本委員会の審査の公正を害するおそれがあるとき。

（審査の心構え）

第６条　委員は、審査を行うにあたっては、会員及び役員の人格を尊重し、厳正公正なる態度を堅持し、職務行為の範囲を逸脱することのないよう心掛けなければならない。

（処分審査）

第７条　本委員会は、会員又は当本部役員の処分に係る審査を行うにあたっては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事由の有無について必要な調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

(1)　会員　定款第 11 条第 1 項各号に掲げる事由

(2)　当本部役員　地方本部の組織及び運営に関する規則第 26 条第 1 項各号に掲げる事由

2　本委員会は、前項の審査を行う場合、定款・定款施行規則又は地方本部の組織及び運営に関する規則において定める手続に従い、被審査者に口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

3　本委員会は、審査の結果、会員又は役員が第 1 項各号のいずれかの事由に該当すると判断したときは、その行為の状況を勘案し、次の各号の処分の中から相当と判断した処分の種類及び理由を記載した書面をもって当本部理事会に付議するものとする。

(1)　注意

(2)　戒告

(3)　会員資格の停止（１年以内）

(4)　役員解任

(5)　退会勧告

(6)　除名

4　ただし、前項(1)又は(2)の処分については当本部単独で行うことができるが、本会による処分を要する場合は理事長への申請を必要とする。

（調査）

第８条　本委員会は、地方本部の組織及び運営に関する規則第４条及び第５条に規定する綱紀処分に関する調査又は同規則第 26 条に規定する役員の解任に関する調査を実施する。

2　委員長は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、支部長に対して調査の指示をすることができる。指示を受けた支部長は、直ちにこの件に関して調査し、その結果を委員長に書面をもって報告するものとする。

3　委員長は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、被審査者の本人又は代表者及びその他の関係人に出頭を求め、又はその事務所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

4　本委員会は、前２項の規定による調査に関し、被審査者に対し、書面又は口頭による説明を求めることができる。

（秘密の保持）

第９条　本委員会の審査に係る会議は、非公開とする。

2　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後もこれと同様とする。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、当本部理事会の決議による。

附　則

平成２７年３月５日制定

平成２７年４月１日施行

令和１年９月５日一部改正

自主規制委員会規程

公益社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
公益社団法人　不動産保証協会　千葉県本部

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県本部（以下、当本部という）委員会規程第１条第６項に基づき、自主規制委員会（以下「本委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本委員会は、支部との緊密な協力のもとに、会員との連絡調整を図りつつ自主規制の徹底を期し、消費者保護の観点にたち、公正かつ安全、安心な取引の慣行を確立し会員及び会員間に対する指導、調停を目的とする。

（所管事項）

第３条　本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)　倫理に関する規定の周知徹底とその遵守に関する指導
(2)　会員の宅地建物取引業法（以下「業法」という。）等取引関係法令に関する事故の防止指導
(3)　定款、規約等に定める会員の業務の履行に関する指導
(4)　会員の業務違反及び取引に関する事故の調査及び処理
(5)　業者間の紛争の処理及び調停、指導
(6)　会員への指導、勧告及び連絡調整
(7)　業務改善指示
(8)　(公社)首都圏不動産公正取引協議会との連絡調整
(9)　公正競争規約に基づく指導監督

（定数）

第４条　本委員会の構成員の定数は、次のとおりとする。

(1)　委員長　１名
(2)　副委員長　２名以内
(3)　委員　５名以内（委員長及び副委員長を除く。）

（委員の除斥）

第５条　委員が次の各号のいずれかに該当するときは、本委員会の決議を経て、当該委員を当該職務から除斥しなければならない。

(1)　委員が調査の対象となったとき

(2)　委員が調査の対象となった者と特別な利害関係にあるとき

(3)　その他本委員会の調査の公正を害するおそれがあるとき

（秘密の保持）

第６条　本委員会の会議は、個人情報保護法を遵守の上、すべて非公開とし、特に会員の人格を尊重し、厳正かつ公正な態度で業務の執行に当らなければならない。

2　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後もこれと同様とする。

3　第１項の規定にかかわらず、当該事案に関連する支部の支部長は必要性がある場合はこの会議に出席し意見を述べることができる。

4　前項の出席者についても第２項の規定を準用する。

（支部の協力）

第７条　支部において該当支部委員は、第３条に基づく業務の執行について、本委員会の規定に定めるところに従い、その速やかな実施を図らなければならない。

2　各委員は、本委員会の規定に基づき、会員に対し事故の防止又は、業務の改善等について指導又は勧告を行ったときは、書面をもって委員長に報告しなければならない。

3　第２項の規定は、本委員会の各委員が行った調停（成立したとき又は成立しなかったとき）の場合にも運用する。

4　各委員は事案の内容が、各支部において解決することが困難であると認められる場合は、意見書を付して委員長にその旨を報告するものとする。

（消費者及び会員よりの連絡）

第８条　消費者並びに会員より自主規制に関し連絡があった場合は本委員会に係る事務局の担当者にて一時対応をするものとし、その際、匿名の場合は受付をしないものとする。但し、内容の重大性が著しい場合はこの限りではない。

（調査）

第９条　本委員会は、業務を行うに当り必要があるときは、会員、従業者及びその他の関係者に出頭を求め、またその事務所に立ち入って調査することができる。

２　本委員会は、前項の規定による調査のため必要があるときは、書面により説明を求めることができる。

（改善等の指導）

第10条　本委員会は、前条の規定により調査を行った結果、必要があると認めたときは、その会員に対し、口頭又は書面で事故の防止または業務の改善等について指導または勧告をし、誓約書を提出させるものとする。

２　本委員会の勧告に従わない場合は（公社）首都圏不動産公正取引協議会に相談の上、指導、勧告を決定しそれに基づき当本部「綱紀委員会」にて会員資格に係る処罰を決定する。

（調停）

第11条　本委員会は、会員にかかる宅地建物取引等に関する紛争について、その申し出により調停を行うことができる。

２　本委員会は、前項の規定による調停を行うに当っては当事者双方に出頭を求めてその意見を聴き、必要あるときは弁明書の提出を求めることができる。

３　本委員会は、調停の対象となる会員の相手方が、他の団体に所属する者であるときは、その所属団体と連絡しその協力を得るものとする。

（調停の申し出）

第12条　調停の申し出は、別に定める申出書に所定事項を記入のうえ、委員又は本部事務局を経て提出しなければならない。

（調停の成立）

第13条　本委員会は、調停が成立したときは調停和解書を作成し、当事者に異議のないことを確かめたうえ、調停者及び当事者双方署名押印しなければならない。

（調停の不成立等）

第14条　本委員会は、調停が不成立となったときは、その経過及び結果を調停申し出人及び関係部署、該当地区支部長に報告しなければならない。

２　本委員会は、申し出にかかる事案が調停を行うに適当でないと認めたときは、前項にならい通知しなければならない。

（当本部ホームページへの掲載）

第 15 条　本委員会は当本部のホームページに会員情報を原則、同意の上、掲載するものとする。

（改廃）

第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

平成２７年3月5日制定
平成２７年4月1日施行
令和1年9月5日一部改正